

奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、白川溜池土地改良区連合の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区連合から届出があった。

平成二十七年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	藪内 善行	天理市櫛本町七一
〃	吉本 昭藏	〃 二九八五―一
〃	仲 義男	大和郡山市白土町六五九
〃	橋下 勝彦	〃 横田町七三四―二
〃	西田 英雄	〃 櫛枝町二三二
〃	植松 章一	〃 新庄町三一九―二
〃	稲垣 滋	〃 石川町五二七
〃	喜多 正隆	〃 発志院町三六三
監事	吉本 利郎	天理市櫛本町二三八八
〃	仲井 敏夫	大和郡山市横田町一三〇四―五
〃	辻井 定雄	〃 中城町一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 利郎	天理市櫛本町二三八八
〃	吉本 昭藏	〃 二九八五―一
〃	稲垣 滋	大和郡山市石川町五二七
〃	仲 義男	〃 白土町六五九
〃	奥井 洋詞	〃 発志院町三五七―三
〃	橋下 勝彦	〃 横田町七三四―二
〃	西田 英雄	〃 櫛枝町二三二
〃	植松 忠司	〃 新庄町三六二
監事	仲井 敏夫	〃 横田町一三〇四―五
〃	奥田 昌弘	〃 中城町三〇八
〃	藪内 茂弘	天理市櫛本町七〇三